

大阪柔整だより

公的審査委員研修会開催

日時：平成 29 年 4 月 1 日(土) 14:00～17:30

場所：大阪柔整会館 基礎医学実習室

本年 3 月末日をもちまして審査委員の任期が満了となり、新年度の 4 月より「全国健康保険協会大阪支部」11 名、「国民健康保険団体連合会」5 名、「労災保険」10 名の公的審査委員が新しく委嘱され、大阪柔整会館において研修会が開催されました。

初めに、川口副会長より開会の挨拶、続いて徳山会長より柔道整復療養費検討専門委員会でも議題となっている「柔整審査会の権限強化」や「不適正な広告の是正」等についての話しがありました。

引き続き、布施副会長から療養費の支給基準における算定基準の実施上の留意事項、協定書の内容説明と公的審査委員における守秘義務の確認、労災保険審査会の流れの説明があり、成定理事からは審査委員会設置要綱、大阪府国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会の審査の流れ等の説明がありました。また、藤森理事からは全国健康保険協会大阪支部の審査の流れ、定例自主審査会の説明がありました。

最後に、増井副会長より公的審査委員に委嘱された重責を痛切し、「“府民のために”という思いを胸に！」との閉会の挨拶でこの研修会を終えました。

前回の柔整療養費検討専門委員会における議論の整理に係る検討案から、審査会の権限強化、不正請求の疑いが強い施術所への資料の提出や説明を求める仕組みとして、協定書・審査委員会設置要綱の改正案、不適切な広告の是正として、広告看板に関する適正化を図る実態調査も含め、柔整の広告に関するガイドライン作成などが考えられます。今回委嘱された 26 名の公的審査委員はもとより、大阪社団会員全員がひとつになり「療養費適正化理念」に取り組んでいかなければなりません。

今後どのように大阪社団が変わっていくのか、また、どのように柔道整復業界全体が変化していくのか進捗状況を保険者は重視しています。

信頼ある「公益社団法人 大阪府柔道整復師会」の存続にご協力の程、よろしくお願いたします。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部

第 2 回請求内容説明会（療養費適正化理念研修会）

「理念 一. 大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。」に基づき、4 月 22 日(土)・26 日(水)の二日間に分けて請求額上位 4%の施術所のうち、申請内容を精査した上で、重点確認施術所として抽出し研修会を開催しました。

柔道整復療養費審査委員会からの指摘通知書や留意事項通知書などについての説明、請求内容の確認など、療養費の適正化に取り組む研修会でした。

「療養費適正化理念」の趣旨は、会員の先生方、一人ひとりにご理解いただくことが必要不可欠となります。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部

介護保険のコラム Vol.26

～地域包括ケアシステム参入事例 その 1～

地域包括ケアシステム参入事例を、シリーズでご紹介したいと思います。

第 1 回目として、大阪市での参入事例をご紹介します。

大阪市では、日常生活総合支援事業の選択型通所サービスへ参入を行う事となりました。従来は 65 歳以上の特定高齢者（要支援状態になる恐れの高い高齢者）を対象に「運動器の機能向上事業」として先生と大阪市が委託契約を結び、事業の運用を行っておりましたが、平成 29 年 4 月よりその他の介護保険事業者と同等に先生が介護保険法上の事業所指定を受け、事業を運用することとなりました。

対象者は要支援 1・要支援 2 の認定を受けた高齢者以外に、新たに「事業対象者」という認定区分が設定され、その認定を受けた高齢者が対象となっております。

事業の運営は、各施術所で施術時間外に約 90 分程度の運動器に関する指導を 2 名以上の従事者（機能訓練指導員＝柔道整復師及び補助員等）によって高齢者 1 人あたり週 1 回/全 14 回行います。

その際、先生単独で事業を実施するのではなく、地域包括支援センター等の介護支援専門員が作成した介護予防ケアマネジメントに沿って、事業を利用する高齢者にどのような身体機能の低下が発生しているのか、どのような訓練を受けることで改善するのか等を個別にアセスメント（身体機能の調査）を行うことで明確にし、その情報をもとに指導を行います。

次回は、枚方市の介護予防事業をご紹介します。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

長期施術継続理由書について

捻挫・打撲・挫傷の施術が、初検の日から3月を超えて継続する場合は、健康保険の「柔道整復施術療養費支給申請書」(レセプト)に、負傷部位、症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした「長期施術継続理由書」の記載が必要です。

また、施術が3月を超えて継続し、1月間の施術回数が10～15回以上の場合は、負傷部位ごとに、症状及び3月を超えて頻度の高い施術が必要な理由の記載が必要です。

保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
	新設	マイクロソフト健康保険組合 06139885	H29年4月1日
	新設	CTCグループ健康保険組合 06139893	H29年4月1日
	新設	パナソニックヘルスケア 健康保険組合 06139901	H29年4月1日
	新設	ZARA健康保険組合 06139919	H29年4月1日
	新設	C&Rグループ健康保険組合 06139927	H29年4月1日
	新設	アマゾンジャパン健康保険組合 06139935	H29年4月1日
宝幸健康保険組合 06137244	解散	全国健康保険協会 東京支部 01130012	H29年4月1日
富士重工業健康保険組合 06134241	名称変更	SUBARU健康保険組合 06134241	H29年4月1日
エスアールエルグループ 健康保険組合 06138226	名称変更	みらかグループ健康保険組合 06138226	H29年4月1日
三菱化学健康保険組合 06131189 三菱レイヨン健康保険組合 06131759	合併	三菱ケミカル健康保険組合 06131189	H29年4月1日
三菱重工健康保険組合 06132559 ユニキャリア健康保険組合 06142244	合併	三菱重工健康保険組合 06132559	H29年4月1日
いすゞ自動車健康保険組合 06142103 アイメタルテクノロジー健康保険組合 06080444	合併	いすゞ自動車健康保険組合 06142103	H29年4月1日

* 国民健康保険組合の記号番号変更について *

平成 29 年 4 月 1 日より下記保険者の記号番号が変更となりました。

- ・大阪府食品国民健康保険組合 (273078)
記号の「食国」が削除され、連続12桁の数字になりました。
- ・近畿税理士国民健康保険組合 (273102)
番号のハイフンが削除され、連続8桁の数字になりました。

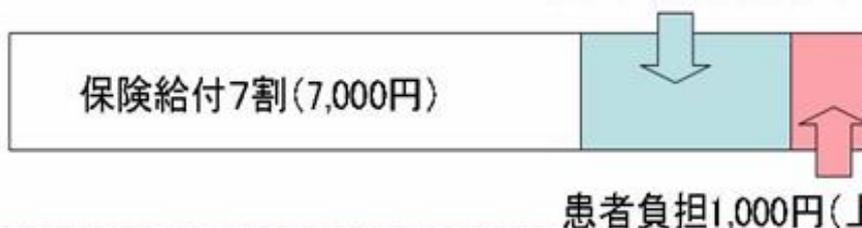
大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合

福祉医療費助成(2,000円)



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様にお願いします。